

【参考】防衛省防災業務計画新旧対照表（変更点は下線部）

改正案	現 行
防衛省防災業務計画	防衛省防災業務計画
第一 総則	第一 総則
2 用語の定義	2 用語の定義
この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。	この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) 「内部部局等」とは、 <u>防衛省本省</u> の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部並びに <u>防衛装備庁</u> の内部部局をいう。	(8) 「内部部局等」とは、内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。
(9) 「統合幕僚監部等」とは、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。	(新設)
(10)～(18) (略)	(9)～(17) (略)
第四 大規模災害時の措置	第四 大規模災害時の措置
2 非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等	2 非常本部等への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等
(1) 災害の発生に際しては、必要に応じて、別に定めるところにより、 <u>統合幕僚監部</u> に災害対策室（室長： <u>統合幕僚監部運用部長</u> ）又は災害対策連絡室（室長： <u>統合幕僚監部運用部運用第2課長</u> ）を設置するものとする。	(1) 災害の発生に際しては、必要に応じて、別に定めるところにより、 <u>運用企画局</u> に災害対策室（室長： <u>運用企画局長</u> ）又は災害対策連絡室（室長： <u>運用企画局事態対処課長</u> ）を設置するものとする。
(2) 内閣府に非常本部等が設置された場合には、原則として <u>統合幕僚監部等</u> から非常本部等に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として <u>統合幕僚監部等</u> から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、大規模震災災害派遣実施部隊又はその他の指定部隊等（必要に応じ地方防衛局）から現地対策本部連絡員を派遣する。	(2) 内閣府に非常本部等が設置された場合には、原則として <u>内部部局等</u> から非常本部等に連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として <u>内部部局</u> 及び <u>統合幕僚監部</u> から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、大規模震災災害派遣実施部隊又はその他の指定部隊等（必要に応じ地方防衛局）から現地対策本部連絡員を派遣する。
(3) (略)	(3) (略)
(4) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、 <u>統合幕僚監部等</u> が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。	(4) 大規模な災害が発生し、多数の部隊等を同一地区に派遣した場合又は陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうちいずれか2以上の自衛隊の部隊等を同時に同一地区に派遣した場合において必要があるときは、 <u>内部部局等</u> が独自に又は協議して現地連絡班を現地に派遣して、救援活動の効率化を図るとともに、派遣された現地連絡班は中央との連絡調整を行う。

<p>第五 東海地震における措置</p> <p>2 地震に関する情報等の収集及び伝達</p> <p>(1) 東海地震観測情報及び東海地震注意情報については、<u>統合幕僚監部</u>が気象庁から収集し防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。</p> <p>(2) 地震予知情報等については、防衛省東海地震災害警戒本部の設置前においては<u>統合幕僚監部</u>が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第10条の規定により設置される地震災害警戒本部から収集し、防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。</p> <p>3 東海地震注意情報が発表された場合の措置</p> <p>(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、<u>統合幕僚監部等</u>においては、担当職員が速やかに参集するとともに、<u>統合幕僚監部</u>に防衛省災害対策室（室長：<u>統合幕僚監部運用部長</u>）を設置し、必要な情報収集・連絡等が行える態勢を確立するものとする。また、防災派遣実施部隊の長及び南海トラフ計画により発災後の災害派遣を実施することとなる部隊等の長（以下第五において「災害派遣実施部隊等の長」という。）は、南海トラフ計画に準拠し、所要の警戒態勢をとるものとする。</p> <p>5 地震防災派遣の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては<u>統合幕僚監部等</u>から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地警戒本部においては、<u>統合幕僚監部等</u>から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、防災派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部員たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。</p>	<p>第五 東海地震における措置</p> <p>2 地震に関する情報等の収集及び伝達</p> <p>(1) 東海地震観測情報及び東海地震注意情報については、<u>内部部局</u>が気象庁から収集し防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。</p> <p>(2) 地震予知情報等については、防衛省東海地震災害警戒本部の設置前においては<u>内部部局</u>が、当該本部の設置以後においては同本部が、大規模地震対策特別措置法第10条の規定により設置される地震災害警戒本部から収集し、防衛省の所要の機関へ伝達するものとする。</p> <p>3 東海地震注意情報が発表された場合の措置</p> <p>(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、<u>内部部局等</u>においては、担当職員が速やかに参集するとともに、<u>運用企画局</u>に防衛省災害対策室（室長：<u>運用企画局長</u>）を設置し、必要な情報収集・連絡等が行える態勢を確立するものとする。また、防災派遣実施部隊の長及び南海トラフ計画により発災後の災害派遣を実施することとなる部隊等の長（以下第五において「災害派遣実施部隊等の長」という。）は、南海トラフ計画に準拠し、所要の警戒態勢をとるものとする。</p> <p>5 地震防災派遣の実施</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (3)に係る連絡調整を円滑に行うため、警戒本部においては<u>内部部局等</u>から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地警戒本部においては<u>内部部局</u>及び<u>統合幕僚監部</u>から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、防災派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、強化地域指定都県においては、強化地域指定都県の地震災害警戒本部の本部員たる方面総監又はその指名する部隊等の長が、自衛隊と当該指定都県との連絡調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。</p>
<p>第六 東南海・南海地震における措置</p> <p>3 災害派遣の実施</p>	<p>第六 東南海・南海地震における措置</p> <p>3 災害派遣の実施</p>

<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、非常本部等へは<u>統合幕僚監部等</u>から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは<u>統合幕僚監部等</u>から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、東南海・南海地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定都府県において、当該都府県の災害対策本部が設置されたときは、当該都府県の都府県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該都府県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、非常本部等へは<u>内部部局等</u>から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは<u>内部部局及び統合幕僚監部</u>から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、東南海・南海地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定都府県において、当該都府県の災害対策本部が設置されたときは、当該都府県の都府県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該都府県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の東南海・南海地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。</p>
<p>第七 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置</p> <p>3 災害派遣の実施</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、非常本部等へは<u>統合幕僚監部等</u>から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは<u>統合幕僚監部等</u>から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定道県において、当該道県の災害対策本部が設置されたときは、当該道県の道県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該道県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。</p>	<p>第七 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置</p> <p>3 災害派遣の実施</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (7)に係る連絡調整を円滑に行うため、非常本部等へは<u>内部部局等</u>から連絡員（本部事務局員を含む。）を派遣し、現地対策本部へは<u>内部部局及び統合幕僚監部</u>から連絡員（本部事務局員）を派遣するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊（必要に応じ地方防衛局）から連絡員を派遣するものとする。また、推進地域指定道県において、当該道県の災害対策本部が設置されたときは、当該道県の道県防災会議の委員たる部隊等の長は、自衛隊と当該道県との調整の任に当たるものとし、海上自衛隊又は航空自衛隊の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣実施部隊の長は、必要に応じ当該本部に連絡員を派遣するものとする。</p>
<p>第八 原子力災害時の措置</p> <p>3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等</p> <p>(1) 原子力災害の発生に際しては、必要に応じて、第四－2－(1)の規定に準じて、<u>統合幕僚監部</u>に災害対策室（室長：<u>統合幕僚監部運用部長</u>）又</p>	<p>第八 原子力災害時の措置</p> <p>3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等</p> <p>(1) 原子力災害の発生に際しては、必要に応じて、第四－2－(1)の規定に準じて、<u>運用企画局</u>に災害対策室（室長：<u>運用企画局長</u>）又は灾害</p>

<p>は災害対策連絡室（室長：<u>統合幕僚監部運用部運用第2課長</u>）を設置するものとする。</p> <p>(2) 内閣府に原子力災害対策本部が設置された場合には、原則として<u>統合幕僚監部等</u>から原子力災害対策本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として<u>統合幕僚監部等</u>から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、現地オフサイトセンター等に原子力災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等を派遣するものとする。</p> <p>4 原子力艦の原子力災害に係る措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常本部等への職員の派遣 内閣府が設置する非常本部等の事務局の事務に協力するため、<u>内部部局等</u>は必要に応じ同本部に職員を派遣するものとする。</p>	<p>対策連絡室（室長：<u>運用企画局事態対処課長</u>）を設置するものとする。</p> <p>(2) 内閣府に原子力災害対策本部が設置された場合には、原則として<u>内部部局等</u>から原子力災害対策本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として<u>内部部局等</u>から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、現地オフサイトセンター等に原子力災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等を派遣するものとする。</p> <p>4 原子力艦の原子力災害に係る措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常本部等への職員の派遣 内閣府が設置する非常本部等の事務局の事務に協力するため、<u>内部部局</u>は必要に応じ同本部に職員を派遣するものとする。</p>
--	--